

社会福祉法人寿星会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人寿星会（以下、「本会」という。）定款等の定めに基づき、理事、監事及び評議員（以下、「役員等」という。）の報酬等について定めとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤理事長及び常勤理事については、報酬及び退職金を支給する。
- 2 常勤理事長及び常勤理事の退職金は、理事として任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(職員給与との併給及び退職手当の支給)

第3条 本会職員（以下、「職員」という。）が職員として在籍のまま理事長及び業務執行理事である期間は、第2条に定める報酬の支給はせず、職員の給与に関する規則に基づき、給与を支給する。

(報酬月額)

第4条 常勤理事長及び常勤理事の報酬は下表に定めた額を支給するものとする。

但し、本会の経営に恒常的に携わっている理事長または理事は、評議員会の承認を得ることにより、非常勤の役員等であっても常勤役員として取り扱うものとする。

理事長	月額 300,000 円～700,000 円の範囲内で 年額 8,400,000 円を限度とする。
常勤理事	月額 200,000 円～650,000 円の範囲内で 年額 7,800,000 円を限度とする。

月額報酬の額については、理事会で審議後、評議員会で決定するものとする。

- 2 評議員の報酬は各年度の総額が50万円を超えない範囲で、理事会で審議後、評議員会で決定するものとする。

(退職金)

第5条 常勤理事長及び常勤理事の退職金は下記に定めた額とする。

1 カ月間の月間報酬×理事在任期間×係数

(端数は切り捨て・係数は原則 1.0)

(旅費交通費)

第6条 役員等が本会に関わる業務に於いて出張等を行った場合には、その掛かった実費を支払う。常勤理事長及び常勤理事の通勤に関わる費用は月額報酬に含まれるものとする。理事会及び評議員会の交通費においては下表に定めた額を支給するものとする。

公共交通機関	実費
自動車	職員の給与に関する規則に基づく(10km = 140円)

(日当)

第7条 非常勤役員等の日当は無給とする。

但し、非常勤役員等が理事長の承認した本会に係る業務を行った場合には、4時間まで5,000円・4時間以上は10,000円を支給する。なお、金額は源泉徴収額を差し引いた金額とする。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める事とする。

附則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

この規程は、令和6年2月1日より施行する。